

令和4年第5回都城市議会定例会付議事件名表（議員提出議案）

番号	件 名	頁
6号	農業振興地域制度における農用地区域除外要件の見直しを求める意見書	1
7号	民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する意見書	3
8号	災害救助法の拡充を求める意見書	5

議員提出議案 第6号

農業振興地域制度における農用地区域除外要件の見直しを求める意見書

提出先	衆議院議長 内閣総理大臣 農林水産大臣	参議院議長 総務大臣
-----	---------------------------	---------------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月16日提出

提出者	都城市議会議員	中田 悟
提出者	都城市議会議員	荒神 稔
提出者	都城市議会議員	山内 いっとく
賛成者	〃	中村 千佐江
賛成者	〃	楠見 千穂子

都城市議会議長 長友 潤治 様

農業振興地域制度における農用地区域除外要件の見直しを求める意見書

我が国では、農業振興地域の整備に関する法律に基づいた「農業振興地域制度（以下「農振法」）」及び農地法に基づいた「農地転用許可制度」の２つの制度により、農地の土地利用について規制をしております。農振法においては「農業用の土地利用の区別について」、農地法においては「農地転用の許可について」を定めており、いずれも農地の保護を目的とする制度となっております。

現在、農業就業人口の減少が著しく進むなか、農地の担い手は農村集落で営農する個人農家から大型機械を多数導入した農業法人等へと移行しており、これらの農業者はより区画の広い農地の確保を求めています。一方、農業振興地域内農用地区域内農地（青地）に指定されており、区画の狭い農地や住宅等に混在している農地は、耕作を敬遠する傾向があり、定期的な管理（耕作）はされているものの作付けされていない農地も数多く見受けられます。このような農地は１０ha以上の集団的に存在する農用地の一部ではあるが、概ね農用地区域の周辺部に位置しており、青地と農業振興地域内農用地区域外の土地（白地）との境界付近にある場合が多く、新たな農地の広がりや農地として有効的に活用することが今後期待できないことが考えられます。

このようなことから、昨今の人口減少等により農村集落が著しく衰退する現状の中、農村集落周辺の活用されていない農地について、新たな人口流入につながる宅地としての活用や地域の雇用創出につながる農業外事業者の事業所用地等としての活用を求めるニーズが高まり、地域活性化につながる土地活用として地域住民から期待されています。しかしながら、現状このような農地であっても、農振法や農地法の規制により農振除外や農地転用は非常に困難であり、地域住民の願いである農村地域活性の足枷になっていると言っても過言ではないと考えます。

そこで、青地と白地の混在している区域において、農村地域の活性化と国土資源の有効活用の観点から農用地区域除外の要件緩和として次のことを強く要望いたします。

記

１ 転用目的の除外（５要件）のうち第２号要件の緩和

農振法第１３条第２項第２号では「当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。」と定めており、農用地の集団性を分断する除外については原則認められないが、白地と青地が混在し、かつ、小規模な農用地集団の縁辺部に位置する場合においては、営農活動に支障を及ぼさないと判断できる農地は、地域事情を考慮し除外の対象とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和４年１２月１６日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第7号

民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する意見書

提出先	衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣	参議院議長 財務大臣 厚生労働大臣
-----	-------------------------	-------------------------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月16日提出

提出者	都城市議会議員	川内 賢幸
賛成者	〃	別府 英樹
賛成者	〃	小玉 忠宏
賛成者	〃	山内 いっとく
賛成者	〃	杉村 義秀
賛成者	〃	赤塚 隆志
賛成者	〃	音堅 良一
賛成者	〃	羽田野 徳寿
賛成者	〃	森 りえ

都城市議会議長 長友 潤治 様

民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する意見書

民生委員・児童委員制度は、平成２９年で制度創設１００周年を迎えました。超高齢社会を迎える今日、住民が直面する生活課題、福祉課題は、多様化、複雑化、深刻化しています。

その中で民生委員・児童委員の担う役割は増加の一途をたどっており、地域住民の身近な相談相手、見守り役、高齢者への支援、児童虐待への対応及び地域の行事参加や各種団体との調整等その活動は幅広く、地域福祉における役割は、ますます重要になっています。いまでは行政、社会福祉協議会、自治公民館などにとっても欠かすことのできないパートナーでもあります。

しかしながら、民生委員・児童委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員でありながら、民生委員法第１０条で「給与を支給しない」と定められていることから無償のボランティアとされており、活動に係る費用の多くは自治体から支給されているのが現状であります。

国においては、内閣府の外局として２０２３年４月１日に設置される予定のこども家庭庁とのかかわりにおいてもその重要性が示されております。

また、福祉の分野のみならず、教育や災害対応などの分野においても民生委員・児童委員の重要性が明記されており、今や国民生活に欠かせない重要な役割を担っております。

これまで、国においては民生委員活動費にご理解をいただき少しずつ増加をしており、令和２年に都道府県に交付される地方交付税の算定基礎に含まれている民生委員活動費は、１人当たり５９，０００円から、６０，２００円に増額されました。

しかしながら、多様化する活動、職責を十分に行うためには、依然として十分とは言えず、より一層の支援が求められております。

よって本市議会は、民生委員活動の多様化と高齢化、担い手不足が大きな課題となっている現状を踏まえ、国に対し、我が国の社会財産ともいえる民生委員・児童委員制度を後世に引き継ぎ維持・発展させていくために、下記の事項について強く要望いたします。

記

- 1 民生委員・児童委員の活動費を更に引き上げるための措置を早急に講じること。
- 2 民生委員・児童委員が活動しやすい環境を整備し、負担軽減となる支援をすること。
- 3 自治体が実施する民生委員・児童委員への支援体制に対し、財政支援等を強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和４年１２月１６日

都 城 市 議 会

議員提出議案 第8号

災害救助法の拡充を求める意見書

提出先	衆議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 内閣府特命担当大臣（防災）	参議院議長 内閣官房長官 財務大臣
-----	--	-------------------------

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり
都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和4年12月16日提出

提出者	都城市議会議員	畑中 ゆう子
賛成者	〃	迫間 輝昭
賛成者	〃	筒井 紀夫

都城市議会議長 長友 潤治 様

災害救助法の拡充を求める意見書

災害救助法は、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的に、昭和２２年１０月１８日に制定されました。

災害救助法による救助は、法定受託事務として都道府県知事が行い、市町村長がこれを補助するとして、避難所、応急仮設住宅の設置・住宅の応急修理、食品・飲料水・被服・寝具等・学用品の給付、医療、助産、被災者救出、埋葬、死体の搜索及び処理、住居またはその周辺の土石等の障害物の除去が定められ、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととなっています。

しかしながら、災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合に行うとの適用基準があり、令和４年９月の台風１４号により甚大な被害を受けた延岡市は適用となり、都城市では１００軒以上の住宅が床上浸水の被害に遭いましたが、被害件数が数軒足りず、適用になっていません。

同じ台風による被害であり、各住宅は同じ損壊状況であっても、自治体内での被害件数の多寡によって住宅補修への補助の有無が決まることは甚だ平等性を欠くと考えます。

また、被災者住宅の応急修理、生活必需品や応急仮設住宅の供与等に欠くことのできない家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費についても自治体の負担となっており、その改善が求められます。

よって、国におかれては、下記のとおり、災害救助法に基づく応急救助について、被災者の生活再建に結びつくよう見直すことを強く要望します。

記

- 1 災害救助法の適用要件を、現場の実態に応じ、同じ被害を受けた全ての被災地域が等しく支援を受けられるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 家屋被害認定調査や罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とし、災害救助法に基づく国庫負担を最大で全額とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和４年１２月１６日

都 城 市 議 会